

平成23年3月14日

ご契約者のみなさまへ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災されたみなさまには、弊社一同心からお見舞い申し上げます。一日も早く平常の暮らしが回復されますようお祈りいたします。

生命保険のご契約者への特別措置について

さて、このたびの災害により被災されたご契約者の方々に対して、下記の特別措置を実施させていただくことになりました。

つきましては、これらの措置をご希望の方は、弊社または東京海上日動火災保険(株)の取扱営業課支社までお申し出ください。

記

1. 特別措置の対象

東北地方太平洋沖地震により被災されたご契約者(個人および法人)

2. 対象となるご契約

災害発生時において有効なご契約で、被災されたご契約者からお申し出のあったもの。

3. 特別措置の内容

(1) 保険料払込猶予期間の延長

災害発生時における有効なご契約で、被災されたご契約者からお申し出があった場合においては、猶予期間を加えて最長6ヵ月(応当月の月末迄)とする範囲内で、払込猶予期間を延長いたします。

(2) 保険金の支払い、契約者貸付

お申し出のあったものについては、簡易迅速な取扱をいたします。

本件に関するお問い合わせは、弊社または東京海上日動火災保険(株)の取扱営業課支社までお寄せください。

総合カスタマーセンター フリーダイヤル：0120-560-834
受付時間：平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます)